

2025年3月11日

協力会社の皆様へ

株式会社 安藤・間

技能労働者の賃金水準の引上げについて

標記の件、2025年2月14日に開催された石破総理大臣をはじめ中野国土交通大臣など関係閣僚と建設業団体との賃上げ等に関する車座において、国土交通省と建設業団体との間で未来を支える担い手確保のため、「技能者の賃上げについて、2025年3月から適用される公共工事設計労務単価の引き上げ等を踏まえ、民間工事も含め、「おおむね6%の上昇」を目標とし、その達成のための取組を強力に推進することが定められました。

当社においても「労務費見積り尊重宣言」の運用について、以下の通りとしますので、ご理解の上、ご協力お願いいたします。

記

1. 技能労働者の賃上げについて「おおむね6%の上昇」を目標にする趣旨に適う下請契約の締結
「労務費見積り尊重宣言（2018年9月18日決定）」の2025年度の運用について、協力会社への見積り依頼に際して、技能労働者の賃上げについて「おおむね6%の上昇」を目標にする趣旨に適う適切な労務費を内訳明示した見積書の提出要請を徹底し、当該見積りを確認した上でこれを尊重するものとする。
建設技能者の賃金を全産業労働者平均レベルに近づけていくため、協力会社への見積り依頼に際して、法定福利費の内訳明示に加えて労務賃金改善の趣旨に適う適切な労務費（労務賃金）を内訳明示した見積書の提出要請を徹底し、当該見積りを確認した上でこれを尊重する。
2. 技能労働者への適切な賃金支払いの徹底
国土交通省との申し合わせにおいて「おおむね6%の上昇」の目標の達成状況をフォローアップし、その結果について来年報告することとされたことを踏まえ、下請契約に当たっては、協力会社との契約時において、技能労働者に対し、社会保険料等の個人負担分を含め、「おおむね6%の上昇」を目標にする趣旨に適う適切な賃金が支払われるよう、協力会社に確実に要請する。
また、直接の契約関係がない二次以下の協力会社に対しても、一次協力会社等を介して、「おおむね6%の上昇」を目標にする趣旨に適う適切な賃金が技能労働者に支払われるよう順次確実に依頼する。
3. 適正な受注活動の徹底
公共工事、民間工事を問わず、過度な安値受注、いわゆるダンピング受注等公正な競争を妨げる行為を行わず、①適正価格での受注の徹底 ②適正工期の確保 ③適正な契約条件の確保を徹底する。

以上